

宇和島市協働のまちづくり推進業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、宇和島市協働のまちづくり推進業務の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

宇和島市協働のまちづくり推進業務

(2) 業務内容

別紙「宇和島市協働のまちづくり推進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、令和11年3月31日まで契約を継続する見込のため、契約後その旨の覚書を作成し、各年度ごとに契約書を取り交わすものとする。

(4) 提案限度価格

8,000,000 円/年（消費税及び地方消費税を含む。）

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (3) 宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成17年告示第12号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (4) 宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示第97号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (5) 過去に、同種又は類似業務の実績を有していること。

※同種類似業務：過去10年間に於いて、国又は公共団体等が発注した協働のまちづくりにおける団体支援に関する業務等。

- (6) 本業務の遂行に必要な業務経験等を有した者を配置させることができる者であること。
- (7) (3) による競争入札参加資格の認定を宇和島市内の本店本所で受けていること。

5 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

1. 公募型プロポーザル実施の開始	令和7年11月12日（水）
2. 実施要領等に関する質疑受付	令和7年11月12日（水） から 令和7年11月25日（火）17時まで
3. 実施要領等に関する質疑回答	令和7年11月28日（金）まで
4. 参加申込書の提出期限	令和7年12月12日（金）17時まで
5. 参加資格の審査結果の通知	令和7年12月17日（水）
6. 提案書等の提出期限	令和8年1月6日（火）17時まで
7. プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和8年1月中旬 予定
8. 審査結果の通知	令和8年1月下旬 予定
9. 審査結果の公表	令和8年1月下旬 予定
10. 契約の締結	令和8年4月1日 予定

6 参加手続

（1）実施要領・仕様書等の配布

① 配布期間

令和7年11月12日（水） から 令和7年12月12日（金）まで

② 配布方法

宇和島市ホームページに掲載する。

（2）質問の受付及び回答

① 実施要領等に係る質問は、「宇和島市協働のまちづくり推進業務プロポーザル質問書（様式1）」によるものとし、市民環境部市民課へ電子メールにより提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。

宇和島市市民環境部市民課市民協働推進室

E-mail: com@city.uwajima.lg.jp

電話番号:0895-49-7004（室直通）

② 提出期限

令和7年11月25日（火）17時まで

③ 回答方法

令和7年11月28日（金）17時までに宇和島市ホームページに掲載する。

（3）参加申込書の提出

① 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 同種・類似業務の履行実績（様式2-1）

ウ 配置予定の業務管理責任者（様式2-2）

エ 添付書類（参加資格を証明する書類等）

② 提出期限

令和7年12月12日（金）17時まで

③ 提出場所

〒798-8601 宇和島市曙町1番地
宇和島市市民環境部市民課市民協働推進室
TEL：0895-49-7004（室直通）

④ 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着とする。）

⑤ 参加資格審査結果

参加申込書提出者に対し、参加申込書（様式2）に記載の電子メールアドレスへ通知する。

（4）企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は次により企画提案書等を提出するものとする。

① 提出書類

ア 企画提案書等提出書（様式3）	1部
イ 企画提案書（任意様式。日本工業規格A4版）	10部（正本1部、副本9部）
ウ 見積書（様式4）	1部
エ 内訳書（任意様式。日本工業規格A4版）	1部
オ 企画提案書の電子データ	1枚（CD-R等）

② 提出期限

令和8年1月6日（火）17時まで

③ 提出場所

〒798-8601 宇和島市曙町1番地
宇和島市市民環境部市民課市民協働推進室
TEL：0895-49-7004（室直通）

④ 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着とする。）

⑤ 企画提案書の作成要領

ア A4版（A3版を折込みA4版とすることも可）、両面カラー印刷、文字サイズは読みやすいフォント（11～12ポイント程度）とし、ページ下部中央にページ番号を付し、枚数は10枚以内とすること。

イ 企画提案書には、次の内容を示すこと。

- ・業務の実施方針
- ・業務実施体制
- ・実施スケジュール
- ・業務における具体的提案
- ・本市の協働のまちづくりの推進のための独自の提案

ウ 審査の公正を期すため、事業者名は正本にのみ記入し、副本9部は無記名とすること。なお、事業者名を表記する場合は、「当社」とすること。

エ 企画提案書の表紙に「宇和島市協働のまちづくり推進業務企画提案書」と明記すること。

オ 企画提案書と「（5）プレゼンテーションの実施」に用いる資料は、同一のものとする。

カ 提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆等は一切認めない。

(5) プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書等についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

① 実施日時（予定）

令和8年1月中旬 時間未定

② 実施場所（予定）

宇和島市役所内会議室

③ 実施時間

1者あたり30分以内（別途質疑応答15分程度）とする。

なお、準備及び片付け等の時間は含まない。

④ 出席者

1者あたり3名以内とし、業務管理責任者（予定を含む）は、原則として出席すること。

⑤ その他

（ア）参加者が多数の場合は、実施時間の短縮、又は書類審査により事前にプレゼンテーションに参加できる者を選定する場合がある。

（イ）プレゼンテーションの順番については、原則、企画提案書等を受け付けた順とする。

（ウ）プレゼンテーションでスライドやパワーポイント等を使用する場合は、本市に事前に報告すること。なお、使用するパソコン等の機器は各参加者で用意し、プロジェクター及びスクリーンは本市で準備する。

（エ）新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、WEB会議によるプレゼンテーションに変更となる場合がある。この場合は、本市が用意するWEB会議に参加できるよう、インターネット環境及び必要な端末やアプリケーションの設定等について、参加者で準備すること。

（オ）詳細については、後日、別途通知するものとする。

7 受託候補者の特定

(1) 審査方法

審査は、別に設置する宇和島市協働のまちづくり推進業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が、提出された企画提案書等とプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき審査する。

(2) 評価項目及び評価内容

別表「宇和島市協働のまちづくり推進業務プロポーザル評価基準」のとおり

(3) 受託候補者の特定

審査の結果、最も優れた提案として評価した者を受託候補者として特定する。

ただし、受託候補者はあらかじめ定めた最低基準点を満たしている者とする。

なお、参加業者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定する。

8 審査結果

審査結果は、参加者全てに文書で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

9 審査結果の公表

審査結果は、宇和島市ホームページにおいて公表する。

なお、公表の内容は以下のとおりとする。

- ① 受託候補者の名称
- ② 全参加者の名称（五十音順）
- ③ 全参加者の点数（得点順）

※参加者が2者の場合、次点者の点数は公表しない。

10 契約に関する事項

本市と受託候補者が協議し、業務委託に係る仕様書を確定させたうえで契約を締結する。

仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、本市と受託候補者との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。

なお、本市と受託候補者との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。

11 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 本市から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 企画提案書等の提出及び配布については、ペーパーレス化に努めるものとする。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、企画提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーションの実施において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示す提案限度価格を超える場合
- ⑦ 実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

- ① 企画提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。

- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
- ③ 参加申込書の提出後又は企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式５）を提出すること。
- ④ 企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、本市が受託候補者の特定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、宇和島市情報公開条例（平成２２年条例第２５号）に基づき公開する場合がある。

13 担当部署・問合せ先

所 在 地：〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町１番地

担当部署：宇和島市市民環境部市民課市民協働推進室

電話番号：0895-49-7004（室直通）

FAX 番号：0895-24-1166

E-mail：com@city.uwajima.lg.jp